

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

「労働者定年退職金条例」最新改正内容

2019年5月15日大統領華総一義字第10800049101号令に基づき、条文第4、7、8-1、14、23、26～29、33、34、41～44、50、53、54条の改正を公布する。条文第45-1、53-1、54-1、56-1～56-3条を追加し、第47条を削除したものとする。

※朱色部分は改正部分

条文番号	改正前(2016.11.01)	改正内容(2019.4.26)
第4条	中央主務機関は、労働者定年退職基金の審議、監督、審査のために、及び本条例における年金保険の実施に関して、労働者定年退職基金監理委員会（以下「監理委員会」という）を組成しなければならない。（第1項） 監理委員会は独立してその職権を行使し、その組織、会議及びその他関連事項については、別段の法律の定めによる。（第2項） 監理委員会の成立後、監理委員会は、労働基準法第56条第2項に規定する労働者定年退職基金監理業務を、統括して取り扱う。（第3項）	中央主務機関は、本条例と労働基準法第56条第3項の規定における労働者退職基金管理と運用業務を監督するため、政府機関代表、労働者代表、使用者代表及び専門家もしくは学者を招聘しなければならない。労働基金監理会（以下「監理会」という）を以て行うものとする。（第1項） 前項監理会における監理事項、手続き、人員構成、任期と招聘及びその他の関連する事項について、中央主務機関により定める。（第2項）
第7条	本条例の対象は、労働基準法を適用する次に掲げる労働者である。但し、私立学校法の規定により、定年退職準備金を拠出する場合、適用しない。 1. 本国籍労働者 2. 中華民国国内に戸籍を有する国民と結婚し、且つ、居留許可を取得して台湾地区で仕事を従事する外国人、中国地区人民、香港又は澳門地区の居民。 3. 前号の外国人、中国地区人民、香港又は澳門地区の居民は、配偶者と離婚又は配偶者が死亡した場合、法律規定に	本条例の対象は、労働基準法を適用する次に掲げる労働者である。但し、私立学校法の規定により、定年退職準備金を拠出する場合、適用しない。 1. 本国籍労働者 2. 中華民国国内に戸籍を有する国民と結婚し、且つ、居留許可を取得して台湾地区で仕事を従事する外国人、中国地区人民、香港又は澳門地区の居民。 3. 前号の外国人、中国地区人民、香港又は澳門地区の居民は、配偶者と離婚又は配偶者が死亡した場合、法律規定に

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	基づき台湾地区で居留を継続して仕事できる者。(第1項) 本国籍人員、前項第2号、第3号規定の人員は次のいずれかの身分がある場合、本条例規定に基づき、自主的に退職金の納付及び受領することができる： 1. 実際に仕事を従事してる使用者 2. 自営業経営者 3. 委任を受ける労働者 4. 労働基準法に適合しない労働者(第2項)	基づき台湾地区で居留を継続して仕事できる者。 4. 前二号以外の外国人について、入出国及び移民法の関連する規定により永久居留が許可され、且つ台湾に就職する者とする。(第1項) 本国籍人員、前項第2号から第4号規定の人員は次のいずれかの身分がある場合、本条例規定に基づき、自主的に退職金の納付及び受領することができる： 1. 実際に仕事を従事してる使用者 2. 自営業経営者 3. 委任を受ける労働者 4. 労働基準法に適用しない労働者(第2項)
第8-1条	第7条第1項第2号、第3号人員、及び中華民國99年7月1日以降、初めて本国国籍を取得した労働者は、本条例が102年12月31日にて改正した条文が施行される日から、本条例の定年退職金制度を適用しなければならない。但し、改正条文が施行される前に、既に雇用を受けて、且つ、尚も同じ事業単位に勤務している者は、改正条文が施行してから6ヶ月以内に、書面方式で使用者に労働基準法の定年退職金制度への適用を意思表示した場合、この限りではない。(第1項)	次に掲げる人員は以下の各号に定められた期日から、本条例の定年退職金制度を適用しない。 1. 第7条第1項第2号、第3号人員、及び中華民國99年7月1日以降、初めて本国国籍を取得した労働者は、本条例が102年12月31日にて改正した条文が施行される日とする。 2. 第7条第1項第4号人員、本条例が108年4月26日にて改正した条文が施行される日とする。 3. 前二号の人員は各当該改正条文が施行された後から、始めて各当該身分を取得した者について、身分の取得日とする。(第1項)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	前項人員は改正条文が施行してから初めて各該当身分を取得した場合、身分を取得した日から本条例の定年退職金制度を適用する。但し、改正条文が施行される前に、既に雇用を受けて、且つ、尚も同じ事業単位に勤務している場合、前項但書の規定に準用する。(第2項) 既に前二項規定に基づき、使用者に対して労働基準法の定年退職金規定への適用を意思表示した場合、本条例の退職金制度へ変更することを選択してはならない。(第3項) 労働者は第1項及び第2項規定に基づき、本条例の定年退職金制度を適用した場合、本条例を適用する前の勤務年数は第11条規定に基づき処理する。(第4項) 使用者は、第1項及び第2項規定に基づき本条例の定年退職金制度を適用する者に対し、劳保局へ拠出手続を行うほか、第1項及び第2項規定の期限が満了してから15日以内に申告しなければならない。(第5項)	前項所定人員について、各当該改正する条文の施行日前、既に雇用され且つ同じ事業機関に役務を提供する者、本条例から起算して6か月内において適用し、書面を以て使用者に対し、労働基準法の定年退職金規定への適用を選択する意思表示することができる。(第2項) 前項規定に基づき、使用者に対して労働基準法の定年退職金規定への適用を意思表示した場合、本条例の退職金制度へ変更することを選択してはならない。(第3項) 労働者は第1項規定に基づき、本条例の定年退職金制度を適用した場合、本条例を適用する前の勤務年数は第11条規定に基づき処理する。(第4項) 使用者は、第1項及び第2項規定に基づき本条例の定年退職金制度を適用する者に対し、劳保局へ拠出手続を行うほか、第1項及び第2項規定の期限が満了してから15日以内に申告しなければならない。(第5項)
第14条	使用者が第7条第1項規定の労働者のために負担する労働者定年退職金の拠出率は、労働者の毎月の賃金の100分の6を下回ることができない。(第1項) 使用者は第7条第2項第3号又は第4号規定の人員のために、毎月の賃金の百分の六を範囲として定年退職金を拠出することができる。(第2項)	使用者が第7条第1項規定の労働者のために負担する労働者定年退職金の拠出率は、労働者の毎月の賃金の100分の6を下回ることができない。(第1項) 使用者は第7条第2項第3号又は第4号規定の人員のために、毎月の賃金の百分の六を範囲として定年退職金を拠出することができる。(第2項)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	労働者は、自身の毎月の賃金の 100 分の 6 の範囲内において、自ら定年退職金を別途拠出することができる。労働者自ら拠出する部分については、当年度の個人総合所得総額から、全額控除することができる。(第 3 項) 前項規定は、第 7 条第 2 項の規定により自ら定年退職金を拠出した者に対して、準用する。(第 4 項) 前四項という毎月の賃金は、中央主務機関より毎月の拠出金額と賃金の対照表を制定して、行政院の許可に提出するものとする。(第 5 項)	第 7 条規定の人員は、毎月の賃金の 100 分の 6 の範囲内において、自ら定年退職金を別途拠出することができる。自ら拠出した定年退職金は、拠出する年給の所得税に算入しない。(第 3 項) 第 7 条第 2 項第 1 号から第 3 号規定人員は、毎月の賃金の 100 分の 6 の範囲内において、自ら定年退職金を別途拠出することができる。自ら拠出した定年退職金は、拠出する一年間の執行業務収入課税に算入しない。(第 4 項) 第 1 項から第 3 項における毎月賃金及び前項所定の執行業務所得は、中央主務機関により毎月の拠出金額対照表を制定して、行政院の許可に提出するものとする。(第 5 項)
第 23 条	定年退職金の受給及び計算方法は次の通り： 1. 月払いの定年退職金：労働者個人の定年退職金専用口座の元金及び累積利益について、年金生命表に基づき、平均余命及び利益等の基礎計算により算出された金額を、定期的に支給される定年退職金とする。 2. 定年退職金の一時払い：労働者個人定年退職金専用口座の元金及び累積利益を一括払いで受取る。(第 1 項) 本条例に基づき拠出した労働者定年退職金の運用収益は、当地銀行の二年定期預金の利率を下回ることはできず、不足が生じた場合、国庫からこれを補う。(第 2 項)	定年退職金の受給及び計算方法は次の通り： 1. 月払いの定年退職金：労働者個人の定年退職金専用口座の元金及び累積利益について、年金生命表に基づき、平均余命及び利益等の基礎計算により算出された金額を、定期的に支給される定年退職金とする。 2. 定年退職金の一時払い：労働者個人定年退職金専用口座の元金及び累積利益を一括払いで受取る。(第 1 項) 前項に基づき拠出した労働者定年退職金の運用収益は、当地銀行の二年定期預金の利率を以て計算した収益を下回ることできず、不足が生じると国庫からこれを補う。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	第1項第1号という年金生命表、平均余命、利率及び金額の計算は、劳保局が草案し、中央主管機関に決定を求める。(第3項)	(第2項) 第1項第1号に 定めた 年金生命表、平均余命、利率及び金額の計算は、劳保局が草案し、中央主管機関に決定を求める。
第26条	労働者が定年退職金の受給申請を行う前に死亡した場合、その遺族又は指定受給者は、定年退職金の一時払い受給を申請することができる。既に月払いの定年退職金を受給した労働者が、第23条第3項で規定する平均余命前に死亡した場合、月払いの定年退職金の給付を停止する。その個人定年退職金専用口座を精算し剰余金がある場合、その遺族又は指定受給者が受取る。	労働者が定年退職金の受給申請を行う前に死亡した場合、その遺族又は指定受給者は、定年退職金の一時払い受給を申請することができる。既に月払いの定年退職金を受給した労働者が、第23条第3項で規定する平均余命前、もしくは第24-2条第2項に 定めた受給年前 に死亡した場合、月払いの定年退職金の給付を停止する。その個人定年退職金専用口座を精算し剰余金がある場合、その遺族又は指定受給者が受取る。
第27条	前条の規定に基づき定年退職金の受給を申請できる遺族の順位は次の通り： 1. 配偶者及び子女 2. 父母 3. 祖父母 4. 孫子女 5. 兄弟、姉妹（第1項） 前項において、同一順位の遺族が複数いる場合、共同で受給申請を行い、受給申請を行なった遺族とする場合は、受給申請を行わなかった遺族に対し分配しなければならない。死亡、放棄、又は法定事由により相続権を失った場合とすれば、残りの遺族が受給を申請する。但し、生前に特定の遺族を受給者として指定した場合、それに基づく。 (第2項)	前条の規定に基づき定年退職金の受給を申請できる遺族の順位は次の通り： 1. 配偶者及び子女 2. 父母 3. 祖父母 4. 孫子女 5. 兄弟、姉妹（第1項） 前項において、同一順位の遺族が複数いる場合、共同で受給申請を行い、受給申請を行なった遺族は、受給申請を行わなかった遺族に対し分配しなければならない。死亡、放棄、又は法定事由により相続権を失ったとき、残りの遺族が受給を申請する。但し、生前に特定の遺族を受給者として指定した場合、それに基づく。(第2項)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	労働者の死亡後、第1項の遺族又は指定受給者がいない場合、その定年退職金専用口座の元金及び累積利益は、労働者定年退職基金となる。(第3項)	労働者の死亡後、次に掲げる状況を有した者、その定年退職金専用口座の元金及び累積利益は、労働者定年退職基金となる。 1. 第1項の遺族又は指定受給者がいない場合 2. 第1項の遺族もしくは指定受給人の定年退職金への請求権は、時効により消滅する。(第3項)
第28条	労働者、遺族又は指定受給者が、定年退職金の受給を申請する場合、申請書に関連書類を添え劳保局に受給の申請を行わなければならない。関連書類の内容及び受給申請手続きは、劳保局の定めによる。(第1項) 受給手続きが終わり、審査の結果、月払いの定年退職金の支給となった場合、申請書受理の翌月から四半期毎に支給しなければならない。一時払いの定年退職金の場合、申請書受理の期日から30日以内に支給しなければならない。(第2項) 労働者、遺族又は指定受給者が受給する定年退職金の精算基準は、中央主務機関の定めによる。(第3項) 第1項の定年退職金の請求権は、受給の申請ができる日から起算して、5年間行使しないことで消滅する。(第4項)	労働者、遺族又は指定受給者が、定年退職金の受給を申請する場合、申請書に関連書類を添え劳保局に受給の申請を行わなければならない。関連書類の内容及び受給申請手続きは、劳保局の定めによる。(第1項) 受給手続きが終わり、審査の結果、月払いの定年退職金の支給となった場合、申請書受理の翌月から四半期毎に支給しなければならない。一時払いの定年退職金の場合、申請書受理の期日から30日以内に支給しなければならない。(第2項) 労働者、遺族又は指定受給者が受給する定年退職金の精算基準は、中央主務機関の定めによる。(第3項) 第1項の労働者遺族もしくは指定受給人の定年退職金への請求権について、受給できる日から起算し、10年間行使しないことで消滅する。(第4項)
第29条	労働者の定年退職金及び労働者定年退職金受給申請の権利は、譲渡、差押、相殺又は担保に供してはならない。(第1項) 労働者がこの条例規定に基づき毎月退職金の受給を申請する者は、劳保局からの発行	労働者の定年退職金及び労働者定年退職金受給申請の権利は、譲渡、差押、相殺又は担保に供してはならない。(第1項) 労働者がこの条例規定に基づき退職金の受給を申請する者は、劳保局からの発行され

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	された証明書類を揃え、毎月振込まれる退職金用に、金融機関にて専用口座を開設しなければならない。(第2項) 前項の専用口座の貯蓄に対し、相殺、差押え、担保又は強制執行の対象物として設けてはならない。(第3項)	た証明書類を揃え、振込まれる退職金用に、金融機関にて専用口座を開設しなければならない。(第2項) 前項の専用口座の貯蓄に対し、相殺、差押え、担保又は強制執行の対象物として設けてはならない。(第3項)
第33条	労働者定年退職基金は、労働者定年退職金の支給及び投資運用として使われる以外に、差押たり、担保に供したり又はその他用途に用いることはできない。その管理、運用及び利益分配の規定については、中央主務機関が草案し、行政院に決定するように求める。(第1項) 労働者定年退職基金の経営及び運用について、監理委員会は金融機構に委託することができる。委託する経営の規定、範囲及び経費については、監理委員会が草案し、中央主務機関に決定するように求める。(第2項)	労働者定年退職基金は、労働者定年退職金の支給及び投資運用として使われる以外に、差押たり、担保に供したり又はその他用途に用いることはできない。その管理、運用及び利益分配の規定については、中央主務機関が草案し、行政院に決定するように求める。(第1項) 労働者定年退職基金の管理、経営及び運用について、労働部労働基金運用局（以下「基金運用局」という）により取り扱う。当該基金の経営及び運用は、基金運用局は金融機構に委託することができる。委託する経営の規定、範囲及び経費については、基金運用局が草案し、中央主務機関に決定するように求める。(第2項)
第34条	劳保局は、労働者定年退職金及び労働者定年退職基金の財務収支に関して、個別に口座を設け、同局が取り扱うその他業務と分別し処理しなければならない。関連する会計報告及び年度決算は、関連法令規定に基づき取扱い、監理委員会の査定を受けなければならない。(第1項) 労働者定年退職基金の収支、運用及びその積立金額について、毎月、監理委員会の審議に提出し、中央主務機関に届出なければ	劳保局と基金運用局は、労働者定年退職金及び労働者定年退職基金の財務収支に関して、個別に口座を設け、同局が取り扱うその他業務と分別し処理しなければならない。関連する会計報告及び年度決算は、関連法令規定に基づき取扱い、基金運用局によりまとめて、中央主務機関の保留審査を受けなければならない。(第1項) 労働者定年退職基金の収支、運用とその積立金額及び財務報告表について、毎月、基金運用局は中央主務機関に届出なければ

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	ならず、中央主務機関は毎年これを公告しなければならない。(第2項)	らず、中央主務機関は毎年これを公告しなければならない。(第2項)
第41条	労働者定年退職基金運用の委託を受けた金融機構が、その運用に対する意図的な干渉、操縦、指示又は、その他労働者の利益に損失を与える事由があることを発見したものは、監理委員会に通知しなければならない。措置の必要性があると監理委員会が判断した場合、直ちに中央主務機関に必要な措置をとるよう通知しなければならない。	労働者定年退職基金運用の委託を受けた金融機構が、その運用に対する意図的な干渉、操縦、指示又は、その他労働者の利益に損失を与える事由があることを発見した場合、基金運用局に通知しなければならない。措置の必要性があると基金運用局が判断した場合、直ちに中央主務機関に必要な措置をとるよう通知しなければならない
第42条	主務機関、監理委員会、劳保局、委託を受けた金融機構及びその他関連機関、その団体に所属する人員は、業務処理上の秘密を対外に公表したり、又は不法な利益を受けてはならないほか、労働者及び使用者にとって最大の経済利益を得れるよう、善良なる管理人としての忠誠義務を果さなければならない。	主務機関、劳保局、基金運用局、委託を受けた金融機構及びその他関連機関、その団体に所属する人員は、業務処理上の秘密を対外に公表したり、又は不法な利益を受けてはならず、基金にとって最大の効果と利益を得れるよう、善良なる管理人としての忠誠義務を果さなければならない。
第43条	監理委員会及び劳保局が本条例規定の行政の実施及び施行に必要とする費用については、中央主務機関が予算を編成する。	劳保局及び基金運用局は本条例規定の行政の施行に必要とする費用について、予算を編成しなければならない。
第44条	劳保局が本条例規定の業務を行うことに伴う一切の帳簿、領収書及び業務収支は何れも免税とする。	劳保局及び基金運用局が本条例規定の業務を行うことに伴う一切の帳簿、領収書及び業務収支は何れも免税とする。
第45-1条 (追加)		使用者が次に掲げる各号の事由のいずれかを有する者は、新台幣ドル 30 万元以上、150 万元以下の過料を科し、及び給付期間を経てまだ給付していない場合、次に掲げる処罰を処する。 1. 第11条第2項もしくは第12条第1項、第2項の規定における給与基準もしくは期限に違反する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		2. 第 39 条に違反し、第 11 条第 2 項もしくは第 12 条第 1 項、第 2 項の給与基準もしくは期限について準用する。
第 47 条 (削除)	使用者が第 11 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 2 項又は第 39 条に規定する給付基準及び期限に違反した場合、25 万元以下の過料を科す。	
第 50 条	使用者が第 13 条第 1 項の規定に違反し、労働者定年退職金を毎月拠出しなかった場合、2 万元以上 30 万元以下の過料を科し、毎月連続で処罰する。労働基準法第 79 条第 1 号の過料規定は適用しない。(第 1 項) 主務機関が前項の行うべき執行を執行しなかった場合、公務員考績法の関連処罰規定に基づき行うものとする。(第 2 項) 第 1 項で徴収した過料は、労働基準法第 56 条第 2 項の労働者定年退職基金に組入れる。(第 3 項)	使用者が第 13 条第 1 項の規定に違反し、労働者定年退職金を毎月拠出しなかった場合、2 万元以上 30 万元以下の過料を科し、毎月連続で処罰する。労働基準法の過料規定は適用しない。(第 1 項) 主務機関が前項の行うべき執行を執行しなかった場合、公務員考績法の関連処罰規定に基づき行うものとする。(第 2 項) 第 1 項で徴収した過料は、労働基準法第 56 条第 3 項の労働者定年退職基金に組入れる。(第 3 項)
第 53 条	使用者が第 14 条第 1 項、第 19 条第 1 項または第 20 条第 2 項の規定に違反し、時間通りに退職金を拠出せず、もしくは納付金額に達していない者は、期限が満了した翌日から納付済の一日前までとする。一日毎に超えると拠出すべき金額 3%とする徴収される滞納金を科し、拠出すべき金額の一倍までとする。(第 1 項) 前項使用者が退職金を拠出せず、期間制限を超えて納付していない場合、法律に基づき強制執行に移送する。使用者が不服する者は、行政救済を提起することができる。(第 2 項)	使用者が第 14 条第 1 項、第 19 条第 1 項または第 20 条第 2 項の規定に違反し、時間通りに退職金を拠出せず、もしくは納付金額に達していない者は、期限が満了した翌日から納付済の一日前までとする。一日毎に超えると拠出すべき金額 3%とする徴収される滞納金を科し、拠出すべき金額の一倍までとする。(第 1 項) 前項使用者が退職金を拠出せず、劳保局が制限した満期日前に納付していない場合、法律に基づき行政執行に移送する。使用者が不服する者は、行政救済を提起することができる。(第 2 項)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	使用者が第 36 条及び第 39 条の規定に違反し、時間通りに保険費用を拠出せず、もしくは納付金額に達していない者は、負担金額と同額の過料を科し、及び改正まで毎月処罰する。(第 3 項) 第 1 項と第 2 項の規定は、中華民國 94 年 7 月 1 日から効力を生ずる。(第 4 項)	使用者が第 36 条及び第 39 条の規定に違反し、時間通りに保険費用を拠出せず、もしくは納付金額に達していない者は、負担金額と同額の過料を科し、及び改正まで毎月処罰する。(第 3 項) 第 1 項と第 2 項の規定は、中華民國 94 年 7 月 1 日から効力を生ずる。(第 4 項)
第 53-1 条 (追加)		使用者が本条例に違反して主務機関もしくは劳保局により過料もしくは徴収される滞納金を科する場合、当該事業機関もしくは事業主の名称、責任者の名前、処分期日、違反した条文及び処分金額を公布しなければならない。委託されて労働者定年退職金基金機関を運用し、第 45 条の規定に基き過料を科した者について、同様である。
第 54 条	本条例に基づき徴収される滞納金及び科される罰金につき、処分を受けた者は、通知を受領した日から 30 日以内に納付しなければならず、期限内に納付しなかった場合、法に基づき強制執行に移送する。(第 1 項) 第 39 条で定める年金保険の過料処分及び強制執行業務は、劳保局に処理を委託する。(第 2 項)	本条例に基づき徴収される滞納金及び科される罰金につき、処分を受けた者は、通知を受領した日から 30 日以内に納付しなければならず、期限内に納付しなかった場合、法に基づき行政執行に移送する。(第 1 項) 第 39 条で定める年金保険の過料処分及び行政移送は、劳保局に処理を委託する。(第 2 項)
第 54-1 条 (追加)		使用者が本条例の規定に基づき定年退職金もしくは滞納金を納付せず、且つ支払不能もしくは債務超過の場合について、当該代表人もしくは担当者が当該弁済責任をとるものとする。(第 1 項) 前項代表人もしくは担当者は劳保局が制限した満期日前に納付していない場合、法律に基づき行政執行に移送する。(第 2 項)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

第 56-1 条 (追加)	劳保局は、使用者が本条例の規定に基づいて定年退職金及び滞納金を納付していないことに對し、普通債権より優先的的全部弁済するものとする。
第 56-2 条 (追加)	労働者定年退職金は次に掲げる規定を適用しない。 1. 公司法に関する清算会社の債務弁済への免責規定 2. 消費者債務整理条例に関する清算される債務への免責規定 3. 破産法に関する破産における債務への免責規定
第 56-3 条 (追加)	劳保局が労働者定年退職金業務を行うために必要な資料は、関連する機関の資料提供を要請することができる。各機関は拒否してならない。(第 1 項) 劳保局は前項の規定により取得した資料について、善良なる管理人としての注意義務を果たさなければならない。関連する資料の保有、処理及び利用等の事項に関しては、個人情報保護法の規定によるものとする。 (第 2 項)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。